

【諮問第242号】

24川情個第15号

平成24年7月30日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 鈴木庸夫

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成22年5月27日付け22川ま情第438号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第242号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った一部不開示（部分開示）処分のうち、下記結論の別記部分については、それを取消し、開示するべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成22年3月31日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年の宅地造成等規制法の改正に伴い、川崎市が実施している造成地の調査のうち、麻生区万福寺2丁目18付近で行われた現地調査にかかわる全資料。業務委託先の業者からの報告書等を含む。また、調査結果等の取扱いや区域指定を行うか否かについての検討がされていれば議事録等の資料。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「平成19年度大規模盛土変動予測調査（第2次スクリーニング）委託報告書」と特定し、平成22年4月13日付けで、次の部分を不開示とした部分開示処分を行った。

ア 調査実施機関の技術者氏名（条例第8条第1号該当）

イ 調査箇所が特定できる情報（条例第8条第3号、同条第4号ウ該当）

ウ 調査結果に関する資料（条例第8条第3号、同条第4号ウ該当）

このうち、イ及びウについて不開示とした理由は「変動予測調査は本市に点在する2487箇所の調査方法など事業計画を立案するための調査であり、調査結果は今後の事業方針や検討に用いる試料として位置付けている。そのため、検討段階で調査箇所及び調査結果を公表することは、不当に地権者等に混乱を招くおそれがあるほか、事業の性質上、災害リスクの公表と考えられるため、風評等が懸念され、このことにより事業の公正かつ能率的な事業の遂行を不当に阻害するおそれがある」としている。

(3) 異議申立人は、平成22年4月27日付けで、調査実施機関の技術者氏名を除き、不開示とされている調査箇所が特定できる情報及び調査結果に関する資料について開示すべきものとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第242号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年4月27日提出の異議申立書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出はなく、口頭による意見陳述の希望は出されなかった。

(1) 開示することができない部分の不開示理由として、不当に地権者等に混乱を招くおそれがあるとしていることについて

ア いつ地震が発生してもおかしくない状況下、地権者には調査地の造成地が

地震で崩壊するおそれがあるか否かのデータができた場合には、その時点ですぐに知る権利がある。地権者がそれを知らずに対応できなかった場合には被災する可能性がある。そのため、地権者が上記データの内容を知って混乱することがあったとしても、そのリスクを考慮すると、知るべきことを知ったことによる必然の副作用である。

イ 仮にデータに基づく被災リスクの市による評価が定まっていなかったとしても、地権者はそのデータを専門家に問い合わせる解釈をすることができる。

ウ 調査地の一部を購入しようとする人にとっては、災害リスクの判断材料となるデータが存在するにも関わらず、それを開示しないことは、正当ではない。

エ よって、地権者や調査地内土地の購入予定者にとって、調査結果を遅滞なく知るのは当然の権利であり、仮に知ったことにより混乱を生じて、それは必然的な副産物であり、不当に生ずるものではない。

(2) 開示することができない部分の開示理由として、能率的な事務遂行を不当に阻害するおそれがあるとしていることについて

ア データを知ることにより市に反感を覚えたり、調査の結果をおそれ今後の調査の受入れを拒否する地権者が現れる可能性があったとしても、それは調査結果の公表により不当に生ずるものではなく、本件事業の性質によるものである。

イ 本件事業を進めていけば、危険な造成地という評価が出てくることは必然であり、本件請求の対象地が、仮に危険と評価されたとしても、それは事業の性質上想定内のことである。

ウ 調査結果の公表で新たに事業遂行を阻害するリスクが生じるのは、もともと事業の性質に内在しているものであり、仮に本件請求によって新たにリスクが生じるとすれば、川崎市が調査事業を開始するに当たり、市民に十分な説明を行っていなかったことによるものである。

エ よって、本件請求の対象公文書を開示することは、能率的な事務遂行を不当に阻害するものではない。また、調査結果を開示することで風評が生ずるとしても、それは不当に生ずるものではない。

(3) 以上により、調査結果の開示はいずれも「不当」な不都合を生じず、条例第8条第3号及び第4号ウに該当する事象には当たらない。

4 実施機関の主張要旨

平成22年7月5日付け処分理由説明書並びに23年9月12日及び24年2月17日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 処分理由説明書

ア 異議申立人は、対象公文書を開示したことにより生ずる本件調査地の地権者の混乱や行政庁の事務執行への阻害は、不当に生ずるものではないとしている。しかしながら、本件調査の結果は最終的な判定結果ではなく、調査期間を5箇年に設定し、各調査地の調査解析の結果を比較考量し、滑動崩落の可能性の有無を最

最終的に判定するための材料の一つにすぎない。そのため、実施機関が何らの見解も示さず、また、本件調査地の地権者に説明することもなく、本件結果を開示すれば、不当に本件調査地の地権者に混乱を生じさせ、そのことにより事務遂行を阻害するような事態に陥ることが容易に想定できる。

イ 異議申立人は、本件調査地の地権者には、本件結果を当然知る権利があり、また、本件結果を知らなかったために大地震時に被害を受けるおそれがあるため、本件調査地の地権者に混乱が生ずるとしても、それは必然の結果であるとしている。しかしながら、実施機関は本件結果のみでは滑動崩落の可能性の有無を判定できず、そのような状況の下で本件調査地の地権者に何ら説明をすることもなく調査結果を開示し、その結果、本件調査地の地権者に混乱を生じたときに「知るべきことを知ったこと」による必然的な混乱だなどと断じることは到底できない。

ウ 異議申立人は、本件調査地内の土地の購入検討者がいる可能性があり、土地購入は高額であるため、開示すべきであるとしている。しかしながら、上記ア及びイに説明するとおりであり、本件調査地内の土地の購入検討者の存在の可能性をもって調査結果を開示することはできない。

エ 異議申立人は、本件調査地の地権者や本件調査地内の土地の購入検討者には、当然に本件調査結果を知る権利があり、本件調査結果を開示することによって混乱が生じたとしても不当なものではないとしている。しかしながら、上記アからウに説明するとおりであり、本件調査結果のみを開示すれば、不当な混乱をもたらしてしまうことが容易に想定できる。

オ 異議申立人は、本件調査結果を開示することによって不当に本件調査地の地権者に混乱を生じさせ、そのことにより実施機関の事務遂行を阻害するような事態に陥ったとしても、それは、本件調査を開始するにあたり、本件調査地の地権者に対し、十分に丁寧な説明を行わなかったことに起因するものであり、本件調査結果を開示することによって新たにリスクや風評が生じても、それは不当に生ずるものではないとしている。しかしながら、実施機関は本件調査地の地権者に対しては十分な説明を行っており、また、最終的な判定結果についても十分な調査検討を行ったうえで、地権者に説明することを企図している。そのため、調査途上において、本件調査地における滑動崩落の可能性の有無を最終的に判定するための材料の一つにすぎない本件調査結果を開示することによって生じる可能性がある本件調査地の地権者の混乱、風評被害の発生及び実施機関の事務遂行を阻害する事態は、事前の説明不足に起因するものではないことは、上記ア及びイに説明するとおりである。

カ よって、本件処分理由として提示した条例第8条第3号及び第4号ウに該当するとの処分理由に誤りはなく、本件処分に瑕疵などないことは明らかであり、本件処分の結論は妥当である。

(2) 口頭による処分理由説明

ア 処分理由説明書において本件処分理由として提示した条例第8条第3号及び第4号ウについては、次のとおり追加及び訂正をする。

(ア) 土質調査結果や地下水位調査結果とそれらを活用した安定解析結果などの不

開示情報は、個人又は法人が所有する土地に関する情報であるため条例第8条第1号及び第2号に該当するものである。また、土質調査結果を得るためのボーリング調査、標準貫入試験、三軸圧縮試験等については、技術者の高い技術的ノウハウが含まれており、同様に条例第8条第2号に該当するものである。

(イ) 条例第8条第1号及び第2号のただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は不開示情報から除く」とされているが、本件請求の不開示情報については、最終的な判定結果でなく、判断材料の一つにすぎない未確定情報であるため、条例第8条第1号及び第2号のただし書きには該当しないものと判断するものである。

(ウ) 条例第8条第4号ウに該当するとしたことについて、当該条文は主として大学や研究所における調査研究を念頭に置いたものであるため、不開示理由を変更し、条例第8条第4号本文に該当するものとする。

イ 安威川ダム情報公開請求事件（最高裁判所（行ツ）216号／平成7年4月27日判決（判例集未登載）、大阪高判平成6年6月29日（判タ890号85頁））（以下「安威川ダム事件」という。）との比較について

(ア) 安威川ダム事件においては、ダム建設に伴うボーリング調査等に係る調査結果が記載されている図面を非公開情報としているところ、①専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析であると推認され、その情報自体において、安威川ダム建設に伴う調査研究、企画などを遂行するのに誤解が生じるものとは考えられない、②外部の地質調査専門会社に外注して得られるそれ自体完結した地質調査結果であり、純粋な内部文書ではない。これらのことから、判決は当該情報を公開することによって誤解が生じるものとは認め難いとし、非公開とした本件処分は違法と判断して取り消した。

(イ) 本件事業は、調査期間を5箇年に設定し、様々な手法を試行し、そこで得られた知見等を次年度の調査に順次反映するとともに、過去の調査結果にも反映することにより、可能な限り高い精度の滑動崩落の可能性の有無を判定することを目的としている。

(ウ) この本件事業の性質上、本件請求の対象公文書である土質調査結果や地下水位調査結果と安定解析結果は、本件調査地における滑動崩落の可能性の有無を最終的に判定するための判断材料の一つにすぎず、一時的な安定解析結果であるため、最終的な判定結果が出るまではそれら土地調査結果等が一体的に機能しており、安威川ダム事件の調査結果とは異なる。また、安威川ダム事件における不開示情報である地質調査結果は、開示によってダム建設予定地を想定するととどまるが、本件土質調査結果や地下水位調査結果が開示された場合には、国土交通省が平成20年2月に出した「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインの解説」を参考に、安定解析結果を導くことが可能となる。しかも、非常に高い技術が要求される解析であることから、専門家が行ったとしても検討が不十分となり実態に沿わない安定解析が導かれる可能性が否定できず、実施機関が最終的に出す結果と異なることにより地権者等に不当な混乱を招くこ

ととなる。

ウ 地下水位観測結果について

地下水位観測結果については、単なる計測結果に過ぎないが本件調査位置を特定できる情報となり、最終的な安定解析結果が出ていない段階においては、風評被害などが不当に生じるなど今後の事業遂行に支障を及ぼすものであるため、条例第8条第3号及び第4号の不開示情報に該当する。また、調査箇所の写真なども本件調査位置が客観的に特定されるため、同様に条例第8条第3号及び第4号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 不開示理由の修正及び追加について

平成22年4月13日の本件部分開示処分における不開示部分の処分理由は、「調査実施機関の技術者氏名」については条例第8条第1号の個人情報であること、「調査箇所が特定できる部分」とボーリング調査、地下水位観測、土質試験などの各種の「調査結果に関する資料」については、条例第8条第3号の審議・検討又は協議に関する情報であること、また条例第8条第4号ウの事務・事業に関する情報のうちの調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報であることであった。

その後、実施機関は、上記処分理由のうち条例第8条第4号ウの該当条項を第8条第4号に修正した上、本件調査結果に関する資料は、その調査の対象となった大規模盛土造成地の土地の所有者たる個人又は法人の情報であるということができ、その意味で条例第8条第1号及び第2号にも該当するという理由を追加し、さらにボーリング調査や土質調査の結果やそれをもとにされた安定解析の結果などは、それを行った技術者の高い技術的ノウハウに該当するので、条例第8条第2号の法人情報にも該当するという理由も追加した。

こうした処分理由の修正や追加は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制すると共に、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという理由提示制の意義に鑑みると、本来好ましいものではない。しかし、複数の不開示事由が存在し、その何れにも該当しない場合にはじめて開示決定をなすべきと判断できることとなる情報公開法制の仕組みに鑑みると、本審査会としては、修正・追加された不開示事由も考慮して、本件部分開示処分の中の不開示部分の適否を考察すべきであると考え（参照、逗子市住民監査請求記録公開請求事件＝最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁）。このようにしてはじめて、審査会としては、不開示決定が適法・妥当であるかのみではなく、開示決定をすべきか否かについても答申することができることになる。

(2) 「調査実施機関の技術者氏名」について

本件対象公文書の業務概要に記された管理技術者と担当技術者の氏名は、個人情報（条例第8条第1号）として不開示とすることができる。異議申立人も、これについては異議を申し立てていない。

(3) 「調査結果に関する資料」について

本件対象公文書の調査結果に関する資料について、実施機関は、審議・検討・協議に関する情報（条例第8条第3号）や事務・事業に関する情報（条例第8条第4号）そして本件調査の委託先法人のノウハウ（条例第8条第2号）に該当するものがあると主張する。

ア 審議・検討・協議に関する情報（条例第8条第3号）該当性について

本件対象公文書の「調査結果に関する資料」は、宅地耐震化推進事業の一環として、滑動崩落の危険性の疑いのある大規模盛土造成地の変動予測を行った調査報告書のボーリング調査や土質調査等の諸調査の結果や解析結果を記録した部分である。これらは、いずれも上記耐震化推進事業を行うための審議・検討のための情報ではあるが、他方で「専門家が調査した自然界の客観的、科学的事実、及びこれについての客観的、科学的な分析」であり、「その情報それ自体において・・・調査研究、企画などを遂行するのに誤解が生じるものとは考えられない」ものである。しかも「外部の地質調査専門会社に外注して得られたものであって、それ自体としては完結した地質調査結果であり」、川崎市の純粋な内部文書でもない。安威川ダム事件に関する前記の判決は、当該事件において問題となったダムサイトの地質調査資料について、上述のような諸点に鑑みて当該地質調査資料を情報公開条例に基づいて開示すべきであると判示している。しかし、本件対象公文書は、それと異なり、まだ科学的に固まっていない盛土造成地の変動予測調査の手法を開発するための試行調査の結果としての性格を有している。そのため、再度の、あるいは追加の土質調査や地下水位調査を行ったり、他の調査地点での調査などを踏まえて適切な安定解析手法を確立し、その上で最終的な滑動崩落に関する解析を予定しているものである。

とはいえ、こうした調査に基づく事業実施に関する検討過程の情報全てではなく、その中で「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」のあるものであるときに不開示事由に該当することになる。本件対象公文書中の調査結果に関する情報についてみれば、例えば、仮に本件調査結果が滑動崩落の可能性が大きいという内容であった場合に、土地所有者など住民が不安を覚え混乱が生ずるとしても、それは、事実即した人の自然な思考・行動によるものであって、直ちに、「不当に」生じたものとは言い難いのは、異議申立人の主張するとおりである。しかし、本件文書に、例えば滑動崩落の可能性は低く対策工事の必要はないという調査結果が記録されていた時に、後の追加調査・解析の結果、最終的にやはり滑動崩落の可能性は高く対策工事が必要であるという結果が出た場合、あるいは逆に、本件文書に滑動崩落の可能性が高く対策工事が必要であるという調査結果が記録されていた時に、後の追加調査・解析の結果、崩落の危険性は低く、対策工事が不要であるという最終結果が出た場合、本件対象公文書の当初の調査結果を真摯に受け止めていた住民の間に「不当に」「混乱を生じさせるおそれ」はあるというべきである。

したがって、本件対象公文書中の「調査結果に関する資料」のうち、調査箇所
のわかる情報（他の情報と照合して容易に調査箇所の判明する情報を含む）、追
加調査により結果が変動する可能性がある調査結果の情報（変動する調査結果に
基づいて結論が変動する可能性のある安定解析の結果を含む）については、不開
示とすることができる。

イ 事務・事業に関する情報（条例第8条第4号）該当性について

本件対象公文書に記録された調査結果は、上述のように試行調査の結果にとど
まり、今後追加調査や追加の解析が行われることが予定されている。しかも、調
査結果を踏まえて滑動崩落を防ぐ対策工事が必要となった場合には地権者の費用
負担によってその工事を行うことが予定されている。こうした本件事務・事業の
仕組みに照らして考えると、仮に本件対象公文書に滑動崩落の危険性が大きいと
いう内容の情報が記録されていた場合、現地の住民が転居するなどして実際に居
住しない土地が増大し、最終的な調査結果が対策工事が必要であるという結論に
至った場合にも、必要な地権者の費用負担が得られなくなる危惧が生ずる。逆に、
仮に本件対象公文書に滑動崩落の危険性が低いという内容の情報が記録されてい
た場合、現地の住民が安心して住居の新築などをし、最終的な調査結果が対策工
事が必要であるという結論に至った場合には、行政に不信を覚えた地権者の協力
を得られなくなる危惧も生ずる。

以上のように、滑動崩落の危険がある土地の対策工事を所有者の経費負担に基
づいて進めるという本件対象公文書に係る本件事業の性質に鑑みると、5箇年間
の試行調査の最初の年に実施された調査の結果に関する本件対象公文書中の情報
を開示することは、本件「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」
というべきである。

したがって、本件対象公文書中の「調査結果に関する資料」のうち、調査箇所
のわかる情報（他の情報と照合して容易に調査箇所の判明する情報を含む）、追
加調査により結果が変動する可能性がある調査結果の情報（変動する調査結果に
基づいて結論が変動する可能性のある安定解析の結果を含む）については、不開
示とすることができる。

ウ 本件対象公文書を作成した調査会社のノウハウに関する情報（条例第8条第2号）該当性について

本件対象公文書の中で、ボーリング調査とそのサンプルを使用した標準貫入試
験、三軸圧縮試験などによる調査結果、地質解析断面図、各種安定解析計算書は、
技術者の高い技術的ノウハウを要する調査の結果によるもので、条例第8条第2
号の法人等に関する情報として不開示とすべきであると、実施機関は主張してい
る。

しかし、条例第8条第2号の法人等に関する情報として不開示とすることがで
きる情報は、高い技術的ノウハウに基づいて作成された情報ではなく、ノウハウ
そのものであり、そうしたノウハウの中でも競合する他の法人等に知られること

によって当該法人の競争上の優越性が損なわれるような情報である必要がある。上記調査結果に関する本件対象公文書中の情報の中に、そのような専門技術に携わる技術者・企業であれば通常備えているレベルを超えた、特定企業の企業秘密に該当するようなノウハウそのもの、あるいはそれを察知することができる情報が含まれているとする根拠は全く明らかではない。また、通常の経験則に則って考えても、本件事業に係る調査を委託した川崎市に提出する調査報告書の中に、企業秘密となっているノウハウに関する情報を、受託法人が記載するとは考えられず、宅地耐震化推進事業に係る5箇年の第2次スクリーニング調査が終了した際には、本件対象公文書を公表すると説明していた実施機関の過去の説明とも齟齬をきたす。

したがって、本件対象公文書の中の上記の諸調査の結果に関する情報を、条例第8条第2号の法人等に関する情報として不開示とすることはできない。

(4) 「調査箇所が特定できる部分」について

本件対象公文書は、ある特定の土地の土質等を調査し、滑動崩落の可能性を解析した資料であるから、当該調査箇所の土地所有者の財産に関する情報であるといえる。その意味で、当該所有者の個人に関する情報ともいえる。本件対象公文書それ自体には、そうした土地所有者個人が直ちに特定される情報が記されているわけではないが、本件対象公文書中の地図や地域の名称等を基に、他の市販の地図と照合したり現地を現認することにより、当該土地の所有者を特定することは可能であるので、本件対象公文書中の調査箇所を示す住所や地図に関する情報は、条例第8条第1号の個人情報に該当するといえる。

他方、本件事業の調査対象箇所の土地所有者が法人であった場合、本件対象公文書が法人等に関する情報（条例第8条第2号）として不開示となるためには、本件対象公文書を開示することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが必要である。この点については、実施機関は何ら主張するところがないので、本件対象公文書の「調査箇所が特定できる部分」が法人等に関する情報に該当するとは判断できない。

なお、条例第8条第1号の個人情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合には、それを開示すべきことになる（条例第8条第1号イ）。本件対象公文書中の調査結果に関する情報は、土地の滑動崩落の可能性を調査したデータであるから、同文書中の調査箇所が特定できる情報についても、当該土地に居住する住民やその他の地域住民の生命・生活・財産を保護するために公にすべき安全に関わる情報である可能性がある。ただし、この条項該当性については、「不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することになる」（川崎市総務局『情報公開ハンドブック』26頁）。本件対象公文書の場合、滑動崩落の可能性に関する解析結果について、追加調査等を踏まえて結論が変わることがあるとされているので、本件対象公文書の「調査箇所が特定できる部分」を、現段階で「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると

認められる」と判断することはできない。

以上、前述した審議・検討に関する情報（条例第8条第3号）及び事務・事業に関する情報（条例第8条第4号）に加えて、個人情報（条例第8条第1号）にも該当することから、本件文書中の「調査箇所が特定できる部分」については、不開示とすることが妥当である。

なお、本件対象公文書中の地下水位観測結果のうち、調査箇所数も、現地にある地下水位観測孔跡の数と関連づけることで調査箇所が特定されるので不開示とすべきであると実施機関は説明しているが、本件対象公文書の既に開示された業務内容の説明（1-2）において地下水観測孔の数が明記されているので、既に公になっている情報として不開示とすることはできないものである。

（5）結論

以上の検討を踏まえれば、本件部分開示決定処分において不開示とされた本件対象公文書の下記の部分は、「専門家が調査した自然界の客観的、科学的事実、及びこれについての客観的、科学的な分析」であって、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」（条例第8条第3号）や「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（条例第8条第4号）のないものとして、開示すべきである。

記

目次	「目次」（不開示部分の全て。）
P5-6～P5-14	「5. 3 ボーリングコア判定結果」（ボーリング調査をした位置を示す盛土番号を除く。）
P6-4	「6. 3 地下水位観測結果」（盛土番号を除く。）
P7-5～P7-9	「7. 2 解析結果」（盛土番号を除く。）
P9-4～P9-13	「9. 3 地質解析」中の断面図（地質断面位置図及び盛土番号を除く。）
P15-1～P15-6	「15. 1 パターン解析の目的」「15. 2 パターン解析評価項目の検討」
巻末資料	「目次」
	「公共基準点使用承認書」（「使用の目的」欄中の場所が特定できる情報、「公共基準点の所在」欄の情報及び「公共基準点の地区及び番号」欄の情報並びに使用責任者の氏名及び電話番号を除く。）
	「ボーリングコア写真・柱状図」（ボーリング柱状図中の主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者の氏名並びに調査位置の情報を除く。）
	「土質試験作業写真」
	「地下水位変動図」
	「降水量・地下水位変動計算書」（現場名、地名の情報を除く。）
	「表面波探査分散曲線」
「その他資料」（平面図及び基準点網図を除く。）	

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	鈴	木	庸	夫
委員	人	見	剛	
委員	葭	葉	裕	子